

校内の各規程について

令和6年4月
生徒指導課

1 校内生活について

- (1) 登校後は無断で校外に出たり、寄宿舍に帰ったりせず、必要な場合には、担任の許可を得る。
- (2) 長期休業（夏休み等）及び下校時間後の校内への立ち入りの際は、事務室に申し出る。
- (3) 上履きと下履きは別のものを使用する。
- (4) 白杖や単眼鏡、タブレット端末等の補助具については、取り扱いや保管場所に留意しながら使用する。

2 所持品について

- (1) 学習上不必要な物は学校に持参しない。
- (2) 必要以上のお金を持参しない。

3 服装について

(1) 幼稚部・小学部

特に服装に関する規則はない。動きやすく、清潔な物を着用する。

(2) 中学部

ア 頭髪について

中学生らしい髪型とする。

イ 標準服について

- ・夏服は、上は白無地の半袖ポロシャツ、下はチェック柄のスラックス又はスカートとする。
- ・冬服は、上は紺色のブレザー・白無地の長袖ポロシャツ、下はチェック柄のスラックス又はスカートとする。
- ・夏服と冬服については、着用期間を設けず、各自が気候に応じて判断する。

ウ 体操服について

夏冬ともに学校指定の体操服の着用を原則とする。

エ 上靴・下靴について

上靴・下靴共に指定はなし。上靴は、白のスクールシューズ、下靴は、運動靴を着用することを原則とする。

カ 防寒着について

登校時のコート・手袋・マフラーの着用は可とする。

キ かばんについて

特に指定はなしとする。しかし、安全面を配慮して肩掛けや背負い等の使用を推奨する。

※ 障がいの状態によって服装については、必要に応じ、個別に相談を行う。

4 携帯電話の使用について

- (1) 携帯電話の使用については、通学時の緊急連絡用として必要がある場合には、「使用許可願」を提出する。
- (2) 校内での携帯電話使用は禁止。紛失防止のため、在校中は担任に預ける。
- (3) 保護者から児童生徒への緊急連絡については、在校中は学校へ電話連絡をし、その後、本人へ取り次ぐものとする。

5 単独通学について

○単独通学は、児童生徒が保護者の責任において「単独通学届」に記入した経路で安全に留意して行うものとする。

- (1) 単独通学を行うためには、保護者と学校との連携のもと通学の練習を十分に行い、学校が安全に通学できることを認めた上で、保護者が「単独通学届」を提出する必要がある。
- (2) 通学経路や利用交通機関等を変更する場合は、新たに5の(1)の手続きを行う必要がある。
- (3) 天候や事故等の影響で交通機関が使えなくなった場合や、単独通学中のトラブルを想定して、保護者と児童生徒との連絡方法を事前に確認する。
- (4) 児童生徒又は保護者は、安全確認のために帰宅後速やかに学級担任に連絡する。